

赤い羽根共同募金助成要項

【対象事業年度：平成30年度】

1 目的

赤い羽根共同募金の配分金を財源とし、柏崎市内において地域活動を行う福祉団体、ボランティア団体または、小地域での課題解決に向けて助成を行う。

2 助成対象団体及び事業

柏崎市内で活動するボランティアグループ・福祉団体・町内会・学校・NPO 法人等が実施する、地域の課題に応える活動及び備品の整備事業を対象とする。

- (1) 高齢者を対象とする活動
- (2) 障害児・者を対象とする活動
- (3) 児童を対象とする活動
- (4) 町内会及び地域を対象とする事業
- (5) 小中学校、特別支援学校、高等学校、大学並びにPTAが取り組む活動
- (6) 先駆的、開発的、創造的な活動
- (7) ユニークで発展性・継続性のある活動
- (8) 緊急性の高い活動
- (9) 施設等整備事業（施設内の修繕も含む）
※（茶碗、ポット、テーブルなど同じ品物を数多く購入する場合も対応）
- (10) 備品整備事業

3 助成対象外事業

次に掲げるものは、助成の対象としない

- (1) 自主財源として（助成申請額の1割以上）が確保されていない事業
- (2) 公的な補助金、あるいは本助成以外からの助成を受けている事業
- (3) 営利活動を目的とする事業
- (4) 団体等の人件費及び謝金
- (5) 団体の運営費に係る、家賃、光熱費、通信費など
（活動に必要な郵送料は対象経費とする。）
- (6) 食糧費（活動に要する食材費は対象費とする。）

4 助成基準

- (1) 実施する事業計画に事業の目的や必要性等が明記されているか
- (2) 助成額は、事業費の90%以内（1割以上は自己負担とする。）
- (3) 事業申請は、1団体1事業に対し5万円を上限とする
（同一事業に対する継続助成は、原則として3年とする。）
- (4) 備品整備事業および施設等整備事業は、一団体10万円を上限とする。
（備品は1点2万円以上で、備品整備後5年以上維持管理。再申請は6年以降とする。）

5 助成対象年度

平成30年度事業（平成30年12月1日～平成31年3月31日）

6 応募方法及び助成内定時期

- (1) 所定の助成申請書に記入し柏崎市共同募金委員会へ提出
- (2) 申請締切日 平成30年11月30日（金）必着
- (3) 助成内定時期 平成30年12月末（予定）

7 事業実施の条件

- (1) 共同募金による助成事業であることを明示することを条件とします。
- (2) 事業終了後、所定の事業報告書に必要事項を記入し、速やかに報告。
報告のない場合は次年度以降受付いたしません。
- (3) 証拠書類は大切に保管して下さい。（支出経費に係る領収書等）

8 その他

平成30年度赤い羽根共同募金助成金（地域福祉推進事業費、福祉団体活動支援事業費、ボランティア団体活動支援事業費）の交付を受けた団体につきましては、重複して小地域福祉活動事業費（一般公募）の申請はできません。

9 問合せ先

柏崎市共同募金委員会

〒945-0045 柏崎市豊町3番59号 Tel 22-1411

担当 総務課総務係 堀・渡邊・野中